東京都公安委員会告示第2204号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第6項により弁明の機会を付与するので、同条第7項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年11月9日

東京都公安委員会

記

1　弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

2　弁明書の提出先

江東区有明三丁目7番26号　有明フロンティアビルB棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

3　弁明書の提出期限

令和8年12月7日

4　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の4第6項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

株式会社　大江戸組	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-106-260924-215177）
ＭＡ　ＹＯＮＧ　ＺＨＩ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-106-260929-429567）
有限会社　リアルタイム	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-111-260924-203993）
小亀　正人	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-550-261015-206830）
株式会社　東興商事	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-550-261021-206890）
東海林　智也	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-667-260924-202929）
本田　勝	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-771-261005-203247）
木内　蓮太朗	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-893-261004-201316）